

# 【印刷物】オープンカウンター方式の再試行について

## オープンカウンター方式とは

物品購入等の随意契約において、見積の相手方を特定せずに調達案件を公開し、参加を希望する業者から見積書の提出を募り受注者を決定する方法です。

見積合わせの公正性、公平性、競争性、透明性を確保することができます。

**令和6年8月からの再試行では、「県内に本店があり、かつ、自社の印刷設備で製造する印刷業者」との見積参加要件を付して調達します。**

## 導入による効果・メリット

### 導入前

県出納局：見積依頼業者を選定し、調達案件（見積依頼と仕様書）をFAXで送信

参加業者：選定依頼業者が見積書を提出

選定業者以外の見積合わせ参加は不可

### 導入後

県出納局：県ホームページで調達案件（仕様書）を公開

参加業者：参加希望業者が見積書を提出

県内本店業者の参加が可能

## オープンカウンター方式（再試行）による印刷物の調達

### (旧)当初試行時の参加要件

オープンカウンター方式で調達（調達案件により次の①又は②を選択）

①県内全域の印刷業者

②県内の指定地域

（例：県北地域）の印刷業者

### (新)再試行時の参加要件

オープンカウンター方式で調達

**県内に本店があり、かつ、自社の印刷設備で製造する印刷業者**

【例外】見積依頼業者を限定し調達（物品取引業者が限定されているなど）

## オープンカウンター方式の再試行対象案件

対象案件：令和6年8月以降に出納局で受け付けた印刷物（10万円以上250万円以下）

# 【物品】オープンカウンター方式（試行）による 調達品の拡充（期間限定）

## オープンカウンター方式とは

物品購入等の随意契約において、見積の相手方を特定せずに調達案件を公開し、参加を希望する業者から見積書の提出を募り受注者を決定する方法です。

見積合わせの公正性、公平性、競争性、透明性を確保することができます。

昨年8月から印刷物を対象にオープンカウンター方式（試行）による調達を進めていますが、**1月～2月の1か月間に限り**、調達品を**印刷物以外の物品にも拡充**します。調達案件は、県入札用度課ホームページに**週3回（月・水・金）**掲載します。

## 導入による効果・メリット

### 導入前

- 県出納局は、見積業者を選定し、調達案件（見積依頼と仕様書）をFAXで送信する
- 選定業者が見積書を提出する
- 選定業者以外は見積合わせに参加できない

### 導入後

- 県出納局は、県ホームページで調達案件（仕様書）を公開する
- 見積参加希望業者がシステムで見積額を入力する
- 見積参加資格要件を満たした業者であれば参加できる

## オープンカウンター方式（試行）による物品調達

### 印刷物

原則として、オープンカウンター方式で調達する

県内に本店があり、かつ、自社の印刷設備で製造する印刷業者



### 印刷物以外の物品(拡充)

原則として、オープンカウンター方式で調達する

原則、県内に本店のある業者（競争性・取引実績等を踏まえ、①県内支店・営業所、②県外本店の順に拡大する場合あり）

例外 見積業者を選定し調達する（物品取引業者が限定されているなど）

## オープンカウンター方式（試行）対象案件

- 印刷物 （10万円以上250万以下）
- 印刷物以外の物品 （10万円以上160万円以下。ただし、令和7年1月20日～2月末までに調達する物品）

## (制度概要) 電子見積合わせ及びオープンカウンター方式の試行について

福島県出納局では、事業者の見積手続の利便性向上及び見積参加機会の拡大並びに契約手続における公平性・透明性の向上を図るため、電子見積合わせ及びオープンカウンター方式を試行します。

### ○ 電子見積合わせについて

県が電子入札システムに登録した調達案件を事業者が閲覧し、電子入札システムで見積額を入力する方法です。見積書の作成や送付の必要がなく、電子入札システムへの入力のみで見積合わせに参加することが可能です。

### ○ オープンカウンター方式について

一定の参加資格を有するすべての事業者に見積参加を認める方法です。オープンカウンター方式の導入により、見積参加機会が拡大します。ただし、一部の調達案件については、オープンカウンター方式ではなく、県があらかじめ見積参加業者を選定して見積合わせを行う場合があります。

**※電子見積合わせ及びオープンカウンター方式に参加するにはパソコン設定や電子入札システムの利用者登録が必要です。詳細は入札用度課の[該当ページ](#)を参照し、必要な手続きを行ってください。**

### ○ オープンカウンター方式の参加資格について

#### 【印刷物】

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者。
- ② 「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿」に登録されている者。
- ③ 「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱」に基づき入札参加資格の制限を受けていない者。
- ④ 福島県内に本店を有し、かつ、自社の印刷設備で製造する者。
- ⑤ 県が参加資格としてその他必要事項を定めた場合、その必要事項に該当する者。

#### 【印刷物以外の物品】

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者。
- ② 「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿」に登録されている者。
- ③ 「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱」に基づき入札参加資格の制限を受けていない者。
- ④ 福島県内に本店を有する者。ただし、福島県内に本店を有する者だけでは競争性が確保できない場合は、県内に支店又は営業所を有する者及び県外に本店、支店又は営業所を有する者を含む。
- ⑤ 県が参加資格としてその他必要事項を定めた場合、その必要事項に該当する者。

### ○ 調達案件の登録について

原則として、毎週3回（月曜日・水曜日・金曜日）に電子入札システムに調達案件を登録し、ホームページに調達案件名等を掲載します。ただし、それぞれの日が県の休日に該当する場合は、次の登録曜日に登録します。

### ○ 質問について

仕様書等に関する質問がある場合は、指定の質問書を提出期限までに入札用度課に提出してください。また、提出した旨を入札用度課に電話で連絡してください。

提出期限：調達案件登録日から起算して3日目まで（登録日が1日なら3日まで）

提出方法：持参、FAX又はメール ※電話・郵送では受付できません。

回答方法：質問書提出期限の翌々営業日までに、電子入札システムに掲載します。

### ○ 同等品申請について

同等品による見積書を提出する場合は、同等品申請書を提出期限までに入札用度課に提出してください。また、提出した旨を入札用度課に電話で連絡してください。

提出期限：調達案件登録日から起算して7日目まで（登録日が1日なら7日まで）

提出方法：持参、FAX又はメール ※電話・郵送では受付できません。

回答方法：同等品申請書提出期限の翌々営業日までに、FAX又はメールにて回答します。

### ○ 見積り方法について

見積りに参加する場合は、電子入札システムに見積額（税抜）を入力してください。なお、入力後の撤回等は認めませんので、調達案件や見積額に誤りがないよう注意してください。

### ○ 相手方の決定について

有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方として決定します。なお、見積決定となる同価格の見積をしたものが2人以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定します。

### ○ 見積結果の通知について

契約相手方が決定し次第、速やかに見積結果通知書を電子入札システムに登録し、その旨をメールにより見積参加者へ通知するので、電子入札システムで結果を確認してください。見積結果の送信先は、ICカードを利用した見積参加事業者には、代表窓口情報に登録されたアドレスへ送信するので必要に応じて変更してください。

### ○ 電子見積合わせ及びオープンカウンター方式の試行に関するお問い合わせ先

福島県出納局入札用度課 物品購入契約担当

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

TEL：024-521-7413

FAX：024-521-7962

メールアドレス：open\_youdo@pref.fukushima.lg.jp

## 電子見積合わせ及びオープンカウンター方式 調達スケジュール

### 【印刷物】

	標準期間※
質問受付期間	3日目まで
紙見積参加受付期間	4日目まで
質問回答日	5日目まで
紙見積承認日	
見積書提出開始日	6日目から
見積書受付締切日	7日目まで
見積合わせ実施日	8日目

### 【印刷物以外の物品】

	①同等品申請が可の場合の標準期間※	②同等品申請が不可の場合の標準期間※
質問受付期間	3日目まで	
紙見積参加受付期間	4日目まで	
質問回答日	5日目まで	
紙見積承認日		
同等品申請締切日	7日目まで	—
同等品申請回答日	9日目まで	—
見積書提出開始日	10日目から	6日目から
見積書受付締切日	11日目まで	11日目まで
見積合わせ実施日	12日目	12日目

※標準期間は、登録日から起算した日数（休日を除く）